

えっとまめな介護だより Vol.24

市では、多様な介護人材の確保対策として令和3年度から『介護お助け隊』事業を実施しています。これまで多くの方に登録していただき、介護事業所で介護の周辺業務に従事していただいています。

今年度も『介護お助け隊』事業を実施します。アクティブシニア世代に限らず、さまざまな世代の方が登録できますので、「元気で働ける間はもっと働きたい!」「働きながら介護のことを学びたい!」という方は、ぜひ登録をお願いします。

『介護お助け隊』とは?

介護に興味・関心がある方、仕事を退職された方、子育てが一段落された方、元気な高齢者の方などに登録していただき、介護人材不足の問題を抱える介護事業所で介護の周辺業務に従事していただきます。

介護事業所の業務には、食事介助や入浴介助などの専門的な知識・経験が必要な「介護専門業務」と、部屋の掃除や食事の片付け、利用者の話し相手、レクリエーションの手伝いなどの専門的な知識を必要としない「介護周辺業務」があります。『介護お助け隊』の皆さんには、この「介護周辺業務」に従事していただきます。

介護事業所の業務

介護周辺業務

- ・部屋の掃除
- ・食事の片付け
- ・利用者の話し相手
- ・レクリエーションの手伝い など



『介護お助け隊』が担当

介護専門業務

- ・食事介助、入浴介助などの身体介護
- ・その他専門的な知識・経験を要する業務 など



介護事業所の介護職員が担当



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

『介護お助け隊』と介護事業所とのマッチングは、高齢者福祉課が行います。

マッチング後、両者の同意が得られれば介護事業所と実際に雇用手続きを行い、就労がスタートします。

※無資格、未経験、短時間勤務（午前のみ、午後のみ勤務など）でも登録できます。

※『介護お助け隊』の登録には、指定様式での申請が必要です。

『介護お助け隊』事業に興味・関心がある方は、高齢者福祉課まで問い合わせください。

『介護お助け隊』の登録状況（令和5年2月末現在）

令和3年度の事業開始からの登録者数は延べ51名で、そのうち延べ17名の方が介護事業所に就労しました。1日3～6時間、週3～4日程度の勤務が中心で、掃除（風呂、トイレ、部屋等）、食事の配膳、施設の環境整備などに従事されています。

『介護お助け隊』の方はとてもイキイキと働いておられ、介護事業所からは「介護職員の負担が減り、その分利用者のケアの時間が増えている」と喜ばれています。

【問い合わせ先】市高齢者福祉課 ☎ 31-0218 ☎ 24-0181